「泉州地域におけるインバウンドガイドの養成およびインバウンド向けガイドツアーの造成事業」に係る
インバウンドガイド養成・ツアーコンテンツ造成業務　募集要項（公募プロポーザル）

1．業務名称

泉州地域におけるインバウンドガイドの養成およびインバウンド向けガイドツアーの造成事業に係るインバウンドガイド養成およびツアーコンテンツ造成業務

2．目　的

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー（以下「当法人」という。）は、泉州地域を訪れるインバウンド旅行者の満足度向上や更なる観光消費を拡大すべく、同地域におけるプライベートガイドツアーの普及推進に取り組んでいる。その一環として、この度、泉州地域ならびに周辺地域の住民を対象としたインバウンド旅行者向けガイド人材の養成講座を実施と、プライベートガイドツアーの企画・開発を行い、更なる旅行客の誘致かつ安定的なツアーサービスの提供可能な受入基盤の構築を目的とする。

3．業務概要

本業務は、インバウンド旅行者向けガイド人材養成講座開催に伴い、当該講座開催に必要な業務一式（事務局業務・クリエイティブ制作・講師派遣等）と、ツアーコンテンツ造成に必要な業務一式（企画検討・実地調査・多言語対応・販売連携等）を外部事業者に委託するものである。

4．業務履行期間

契約締結日から 2023 年 3 月 19 日まで

5．予算額

委託料の上限は、以下のとおりとする

8，783，500（円）（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6．参加資格要件

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（1）　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

（2）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申し立てをしていない者又は、申立てをなされてない者であること。

（3）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は、申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

（4） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は、申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

（5） 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（6） 別紙仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

7. スケジュール

日程	内容
2022 年 8 月 29 日（月）	公募開始（募集要項・仕様書の配布開始、質疑書の受付開始）
2022 年 9 月 5 日（月）	質疑書の受付終了
2022 年 9 月 12 日（月）	企画提案書の提出期限
2022 年 9 月 16 日（金）	選定結果の通知
2022 年 9 月 30 日（金）	契約締結期限

8. 応募手続き

応募に係る募集要項等の公表

2022 年 8 月 29 日（月）から当法人ホームページで公表する。

当法人ホームページ http://welcome-to-senshu.jp/

9. 質疑・応答

（1） 受付期間 2022 年 8 月 29 日（月）～9 月 5 日（月） 午後 5 時

（2） 提出方法 電子メール等、書面により受け付ける（電話は不可）。

（3） 回 答 随時行うこととし、回答内容はホームページにて公開する。

10. 提出について

（1） 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出することとする。

	提出書類	部数	注意事項
ア	参加表明書（様式1）	1 部	
イ	会社概要書（様式2）	1 部	会社作成のパンフレットの添付可
ウ	業務実績報告書（様式3）	1 部	
エ	提案書	7 部	社名を記載してはならない。A4版に換算して 50 ページ以内とし、別添の資料は認めない。

オ	見積書	7 部	社印・代表者印を押印したもの1部と、 社名を特定できないもの 6 部。合計金額は消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

（2） 提出期限の日時・方法

ア 提出期限　 2022 年 9 月 12 日（月） 午後 5 時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出方法

持参または郵送に限る。郵送の場合は、受け取り日時や配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等などによる遅着などに対しては、いかなる場合にも対応せず、その場合は、提出された提案書は無効とする。

ウ 電子媒体での提出

前述（イ）に加え、提案書及び見積書の PDF を、提出期限までに下記担当者のメールアドレス宛に送付すること。電子媒体のみ送付し、（イ）で定めた方法での提出をしない場合、その応募は無効とする。

（3） 提出・問い合わせ先

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー　受入整備・促進グループ　 担当：杉本

〒596-0054　大阪府岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル 8 階

TEL：072-436-3440　 FAX：072-423-4741　 MAIL：t.sugimoto@kstb.jp

11. 評価方法等

（1） 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

（2） 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。

（3） 候補者の選定方法

ア.（2）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ. 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。

ウ. 前記ア・ウに関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

（4） その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ. 本実施要領に示した企画提案書等の作成などに関する条件に違反した場合

ウ. 参考見積書の金額が「5. 予算額」の上限を超える場合

エ. 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メールにて通知する。電子メールによる通知は、2022 年 9 月 16 日（金）午後 5 時 30 分までに行う予定。また、選定結果通知日の翌日以降に、下記項目をホームページにおいて公表する。

【公表事項】

（1） 候補者の名称、総合評価点

（2） 候補者以外の参加者の総合評価点

13. 契約手続

（1） 契約交渉の相手方に選定された者と当法人との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14. 提出書類の取扱い

（1） 提出されたすべての書類は、返却しない。

（2） 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

（3） 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外に利用しない。

（4） 当法人が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがある。

（5） 企画提案書の提出は1社につき各1案とする。

15. その他

（1） 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を当法人に請求することはできない。

（3） 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、10.（3）あてに提出すること。

（4） 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当法人は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（5） 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 本件実施後、契約締結前に候補者による法令違反等が発覚した場合は契約しない。